

今年8月に内閣府・仕事と生活の調和推進室が行った世論調査は、「仕事優先を理想とする人は2・0%にすぎないが、現実には約半数が仕事優先となっている。家庭優先希望の女性は18・3%だが、現実には30・2%の人が家庭優先となっている。希望と現実の生活が一致している人は約15%に留まり、ワーク・ライフ・バランス度は、100点満点で平均51・2点」という結果を報告した。

依然と多いM字型雇用

昨年12月、政労使はワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針に合意したが、周知度の低さとともに希望と現実のギャップが明らかになっている。

ワーク・ライフ・バランス

生活できる賃金と働き方を選べる権利を



8都府市でもキャンペーン実施。しかしなかなか成果があがっていない

酒井 和子
(均等待遇アクション21)

30代子育て世代にとって、ワーク・ライフ・バランスの障害となっているのは、男性は長時間労働、女性は就業中断である。毎日残業し休日出勤もして週60時間以上労働しているのは30代男性が多い。男性にとって、家族と過ごす生活時間の確保や父親の育児休業

取得には、長時間労働の規制が第一の課題である。

それに対して女性は、結婚・妊娠・出産を機に就業中断、再就職はパートというM字型雇用が依然として続いている。結婚時に仕事を持っている女性の割合は6割を超えているのに、出産時は2割程度まで低下する(2005年人口動態統計)という数字が示すように、育児休業制度は女性の就業継続に結びついていない。

女性はパートや派遣

11月に発表された社会保障国民会議最終報告では、「就労と結婚・出産・育児の二者択一構造の解決を通じて希望と現実の乖離の解消を目指す」、①仕事と生活の調和、

②子育て支援の社会的基盤の拡充を車の両輪として取り組むことが重要」と指摘しているが、現実には、ワーク・ライフ・バランスとは逆行する性別役割分業の雇用政策が行われている。

新雇用戦略では、9年間で年長フリーター100万人の正規雇用化、女性20万人の就業増、高齢者100万人の就業増を目指した予算案を示しているが、女性の正社員化には触れられていない。これは、男性は正社員に、女性はパートや派遣に、というジェンダーに不公正な政策誘導であると言わざるを得ない。

不可欠なジェンダー平等計画

ワーク・ライフ・バランスの実

現には、ジェンダー平等計画が不可欠である。EUでは男女賃金格差を15%に縮小すること、育児休暇や父親休暇制度、保育施設や介護施設の拡充などを2010年までの行動計画としている。

日本は、ILOや国連、OECDから再三にわたって男女同一価値労働同一賃金の法制化やパートの賃金差別を指摘されているが、政府は賃金格差是正の具体的な数値目標を示したことはなく、女性の非正規化、その結果としての貧困化に歯止めはかからない。

日本のワーク・ライフ・バランス政策に欠けているのは、「どんな働き方でも仕事に応じた均等待遇と生活できる賃金」、「一人ひとりの人生設計に合わせた働き方を選択できる権利」である。